文京区　令和８年度
こどもインフルエンザ予防接種（任意）費用助成について

対象の方

接種日現在、文京区に住民登録のある方で生後6か月以上高校３年生相当までの方

実施期間

令和 ８ 年10月1日から令和 ９ 年1月31日まで
※医療機関によって、予防接種開始時期及び終了時期が異なる場合があります。

助成額・助成回数及び助成方法

[助成額]　接種１回につき上限3,000円（注射用HAワクチン）、6,000円（経鼻生ワクチン）
[助成回数]
・注射用HAワクチン：生後6か月以上13歳未満：2回まで/年度、13歳以上高校3年生相当まで：1回/年度
※令和8年10月1日から令和9年1月31日の間に13歳になる方について
12歳のときに1回目を接種された方で、13歳になってから2回目の接種を希望される場合には、2回目の接種についても助成対象になります。
・経鼻生ワクチン：2歳以上高校3年生相当まで：1回/年度

[助成方法]
1　接種希望の方は、指定医療機関に事前にお問い合わせください。
2　母子健康手帳をお持ちの上、指定医療機関に配置している予診票の医師記入欄を除く質問事項に回答し、保護者同伴で接種医療機関にてお受けください。
3　接種後、各指定医療機関の定める接種料金から、助成額を差し引いた金額を医療機関の窓口にお支払いください。
※普段からお子さんの健康状態をよく知っている保護者以外の方が同伴する場合は、保護者からの**委任状**が必要です。委任状が必要な方は、区ホームページ又は予防対策課へお問い合わせください。
※お子さんが13歳～15歳の場合、保護者が接種に同意し、あらかじめ予診票の保護者自署欄に署名をすることにより、保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができます。

接種場所

文京区内の指定医療機関のみ
※指定医療機関以外で接種した場合は、助成の対象になりません。
※文京区指定医療機関の最新情報は、区ホームページに掲載しています。

季節性インフルエンザワクチン（不活化ワクチン・経鼻生ワクチン）

高齢者に対する季節性インフルエンザの予防接種は、予防接種法施行令により定期接種とされておりますが、小児に対する季節性インフルエンザの予防接種は、任意接種となります。

[ワクチンの概要]

季節性インフルエンザウイルスのＡ型の2種類（Ｈ１Ｎ１型とH3N2型）とＢ型の1種類（ビクトリア系統）をそれぞれ発育鶏卵の漿尿膜腔内に接種して増殖させ、エーテルを加えてウイルス表面のHA成分を採取し、ホルマリンで不活化したワクチンと、2歳以上19歳未満を対象に、鼻に噴霧する経鼻生ワクチン（A型2種類とB型1種類（ビクトリア系統））の2種類あります。季節性インフルエンザワクチンに含まれるウイルス株は、季節性インフルエンザの流行状況やウイルスの状況を参考にして毎年決定されています。

なお、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンについて、日本小児科学会は、経鼻接種ワクチンであることから、より重度の喘息を有する者又は喘鳴の症状を呈する者における接種に関して、さらに飛沫又は接触によりワクチンウイルスの水平伝播の可能性があるため、授乳婦、周囲に免疫不全患者がいる場合は不活化インフルエンザHAワクチンの使用を推奨する、としています。

乳幼児のインフルエンザワクチンの有効性に関しては、報告によって多少幅がありますが、6歳未満の小児を対象とした2015/16シーズンの研究では、発病防止に対するインフルエンザワクチンの有効率は60％と報告されており、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。（厚生労働省ホームページ・インフルエンザワクチン（季節性）Q＆A（Q1）から引用。）

季節性インフルエンザワクチンの製造過程で発育鶏卵が使用されますが、鶏卵成分は精製段階で除去されています。しかし、卵アレルギーが明確な方に対しての接種には注意が必要です。鶏卵、鶏肉にアナフィラキシーがあったお子さんで、接種を希望される場合には専門施設におたずねください。

令和6（2024）年10月1日～令和7（2025）年3月31日までに医療機関から副反応の疑い例（有害事象）として報告されたうちの重篤症例（報告者が重篤として判断するもの）の発生頻度は、0.00011％となっています。（令和7（2025）年7月第107回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料2-31から。）

予防接種を受けることができないお子さん

1　明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）をしているお子さん
2　重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
　急性で重症な病気にかかっているお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
3　インフルエンザワクチンの接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん
　「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさんでる、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のことです。
4　その他、医師が不適当な状態と判断したお子さん
（以下、経鼻生ワクチンのみ）
5　明らかに免疫機能に異常のある疾患をお持ちの方、免疫抑制をきたす治療を受けているお子さん
6　経口または注射の副腎皮質ホルモン剤を使用しているお子さん
7　妊娠していることが明らかな方

予防接種を受ける際に注意を要するお子さん

以下に該当すると思われる保護者は、かかりつけ医がいる場合には必ず前もって診てもらい、予防接種を受けてよいかどうかを判断してもらいましょう。受ける場合には、その医師のところで接種を受けるか、あるいは診断書又は意見書をもらってから他医で予防接種を受けるようにしてください。

1　心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
2　インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
3　過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
　けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのとき熱があったか、熱がなかったか、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ず、かかりつけ医と事前によく相談しましょう。
4　過去に免疫不全の診断がなされているお子さん及び近親者に先天性免疫不全症の方がいるお子さん（たとえば、赤ちゃんの頃、肛門のまわりにおできを繰り返すようなことがあった方の場合）
5　間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有するお子さん
6　インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーを起こすおそれのあるお子さん

予防接種を受けた後の一般注意事項

1　予防接種を受けた後30分間程度は、医療機関（施設）でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
2　接種後、１週間は副反応の出現に注意しましょう。
3　接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
4　当日は、激しい運動は避けましょう。
5　接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

インフルエンザ予防接種の副反応と健康被害救済

局所の発赤、腫脹（はれ）、疼痛などが主な副反応です。全身反応として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐・はきけ、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛などがありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症としてまれに発疹、じんましん、紅斑、そう痒感などがあります。また、ごくまれにショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発作などの報告があります。副反応の症状がある場合は、速やかに医師（医療機関）の診療を受けてください。なお、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

こどもインフルエンザの予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。万一、健康被害が発生した場合は、予防接種法による健康被害救済の対象にはならず、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険に基づく、健康被害救済の対象となる場合があります。

【文京区ホームページはこちら】

お問い合わせ先
文京区 保健衛生部 予防対策課 感染症対策担当
文京区春日1-16-21　文京シビックセンター 16階
TEL 03-5803-1834　FAX 03-5803-1294

（公財）予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康（2026 年度版）」から転載（一部改変）